



当選証書を受け取る遠藤氏

<開票結果>

当 遠藤 栄作 氏	4,347 票
吉田 孝司 氏	1,616 票
◇当日有権者	10,307 票
◇投票者総数 (有効)	6,055 票
◇投票率	58.75%

鏡石町長に 遠藤 栄作 氏が当選

6月25日初登庁

任期満了に伴う鏡石町長選挙が5月22日(火)に告示され、現職の遠藤栄作氏と新人の吉田孝司氏の2人が立候補し、5月27日(日)、町内9か所の投票所で投票が行われました。午後7時から町営鳥見山体育館で開票が行われ、即日開票の結果、遠藤栄作氏が当選しました。

当選証書の授与式は、5月28日(月)午前10時から役場第一会議室で行われ、大河原八郎町選挙管理委員長から当選証書が手渡され、大河原委員長から「町民の声にこたえるべく、町発展のためご尽力いただきようお願いします」と挨拶がありました。

初登庁は6月25日(月)で、任期は平成30年6月24日から4年間です。

鏡石町新規採用職員の募集

平成31年度採用の鏡石町職員(大学卒程度及び資格免許職)採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人数
大学卒程度 行政	若干名
資格免許職 保健師	若干名

2. 受験資格

大学卒程度は、平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)
資格免許職は、昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)
ただし、資格、免許を有する者に限ります。

3. 試験内容

- 第1次試験 ①教養試験 ②専門試験(保健師のみ) ③適性検査
- 第2次試験 個別面接等による口述試験及び小論文試験

4. 試験の期日と場所

- 第1次試験 日時 7月22日(日) 午前9時から 試験会場 福島大学
- 第2次試験 期日 9月下旬予定(第1次試験合格者のみ) 試験会場 町勤労青少年ホーム(予定)

5. 受験手続及び受付期間

- 申込用紙の請求
申込用紙は、鏡石町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「大学卒程度試験申込用紙請求」又は「資格免許職試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。
- 受付期間
5月24日(木)から6月22日(金)まで(執務時間中に限ります)。郵便による申込書提出の場合は、必ず簡易書留とし、6月20日(木)までの消印でお送りください。

●問い合わせ先 総務課 ☎62-2111

65歳以上の皆さまへ

平成30年度から介護保険料が変わります

平成30年度から介護保険料が改定されました。今月号では、町で徴収している、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料についてお知らせします。

介護保険制度は、国・県・町が負担する公費と、皆さんが納付する介護保険料を財源として運営されています。介護保険料は、介護保険給付にかかる費用を考慮し、3年ごとに見直され、平成30年度からは第7期(平成30～32年度)の新しい保険料となります。

今回の改定では、介護保険サービス利用者の増

加などにより介護保険料を引き上げ、65歳以上の方の保険料の基準額(年額)は「70,800円」となりました。

65歳以上の方の保険料は、基準額をもとに皆さんの町民税の課税状況等に応じて段階的に決められます。各段階の対象者と保険料(年額)については【別表】をご覧ください。

【別表】

段階	対象者	割合	保険料(年額)	
			30年度～32年度	27年度～29年度
1	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である方	基準額×0.45	31,860円	25,920円
2	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が120万円以下である方	基準額×0.75	53,100円	43,200円
3	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75	53,100円	43,200円
4	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である方	基準額×0.90	63,720円	51,840円
5	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者で、第4段階以外の方	1.00(基準額)	70,800円	57,600円
6	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	84,960円	69,120円
7	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円(190万円※)未満の方	基準額×1.30	92,040円	74,880円
8	本人が町民税課税者で、合計所得金額が200万円(190万円※)以上300万円(290万円※)未満の方	基準額×1.50	106,200円	86,400円
9	本人が町民税課税者で、合計所得金額が300万円(290万円※)以上の方	基準額×1.70	120,360円	97,920円

※()内は平成27～29年度の金額です。

◇保険料の納め方◇

年金額が月額15,000円(年額18万円)以上の方は年金から差し引かれますが、次の場合は対象外となりますので、納付書または口座振替により納付していただきます。

- ①年度の途中で65歳になった場合
- ②他市町村から転入された場合
- ③保険料の所得段階が変更になった場合 など

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎62-2210

介護保険料って何歳から払うの?

介護保険料は、満40歳から徴収が始まり、生涯を通じて支払いが必要となります。満40歳から満64歳までを第2号被保険者、満65歳以上を第1号被保険者と呼び、それぞれ計算方法や徴収方法が異なります。

第2号被保険者の介護保険料は、現在加入している医療保険に上乗せして徴収されており、第1号被保険者の介護保険料は、市区町村が徴収しています。